

## 富山県企業局建設工事予定価格事前公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、企業局が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「予定価格」とは、富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第25条第1項（契約規程第32条において準用する場合を含む。）の規定により予定された価格をいう。

2 この要領において「予定価格の事前公表」とは、予定価格を入札執行前に公表することをいう。

(予定価格の事前公表の試行)

第3条 管理者は、入札手続及び契約手続の透明性及び公平性の確保に資することを目的として、当分の間、建設工事に係る予定価格の事前公表を試行するものとする。

(対象工事等)

第4条 予定価格の事前公表は、建設工事であって、競争入札を行うもの（以下「対象工事」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する工事（以下「事前公表試行工事」という。）について行うものとする。

(1) 予定価格が2千万円以上の工事

(2) 前号に掲げるもの以外で、指名委員会が選定した工事

2 前項第2号の選定は、予定価格が2千万円未満の工事については対象工事の概ね2分の1の数の工事について行うものとする。

(公表の方法)

第5条 予定価格の事前公表は、一般競争入札に係る予定価格にあつては契約規程第24条の規定による公告、指名競争入札に係る予定価格にあつては契約規程第30条第2項の規定による通知を行う書面（以下「入札通知書」という。）に当該予定価格を記載して行うものとする。

(入札書の提出回数等)

第6条 事前公表試行工事に係る入札書の提出は1回とし、あらかじめその旨を入札通知書に記載するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。